

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 まち美化促進区域の指定等(第6条—第8条)
- 第3章 投棄の禁止等(第9条—第13条)
- 第4章 雑則(第14条—第16条)

付則
第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民等が一体となって空き缶等の散乱を防止することにより、快適な生活環境を確保するとともに、市内の環境の美化を推進し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空き缶等」とは、飲料の容器、たばこの吸殻等であって、その散乱が快適な生活環境を阻害するものとして規則で定めるものをいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市の区域内に居住する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 前2号に掲げる者のほか、市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者

3 この条例において「特定事業者」とは、容器に収納した飲料その他ごみの散乱を生じさせるおそれのある物品の販売者であって、規則で定めるものをいう。

4 この条例において「回収容器」とは、空き缶等を回収することを目的とした容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等の散乱の状況を把握するとともに、空き缶等の散乱の防止に関する啓発及び指導、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等の施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するときは、事業者及び市民等が自主的に行う空き缶等の散乱の防止に関する活動が促進されるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業場及びその周辺その他事業活動を行う地域の空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するよう努めるとともに、占有する土地及びその周辺の空き缶等の散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 まち美化促進区域の指定等

(まち美化促進区域の指定)

第6条 市長は、快適な生活環境の形成を図るうえで空き缶等の散乱を防止することが特に必要と認められる区域を、まち美化促進区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定によりまち美化促進区域を指定しようとするときは、関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

3 まち美化促進区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、まち美化促進区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりまち美化促進区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(施策の重点実施)

第7条 市長は、まち美化促進区域において、空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するものとする。

(まち美化推進員)

第8条 市長は、空き缶等の散乱の防止について知識、経験等を有すると認められる者をまち美化推進員として選任することができる。

2 まち美化推進員は、市が行う空き缶等の散乱の防止に関する施策への協力その他の活動を行

う。

第3章 投棄の禁止等

(投棄の禁止)

第9条 市民等は、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(回収容器の設置等)

第10条 特定事業者は、販売した物品の消費により生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう、回収容器の設置等必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、快適な生活環境の確保を図るために必要な限度において、期限を定め、回収容器の設置等必要な措置をとるよう勧告することができる。

(平20条例18・一部改正)

(命令)

第12条 市長は、北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例(平成20年北九州市条例第10号)第9条第1項に規定する迷惑行為防止重点地区(第15条第1号において「重点地区」という。)(道路、公園その他の公共の用に供する場所で規則で定めるもの(同号において「公共の場所」という。))に限る。)以外の場所において、第9条の規定に違反した者に対し、空き缶等の回収を命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定め、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平8条例5・平20条例18・一部改正)

(公表)

第13条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平8条例5・平20条例18・一部改正)

第4章 雑則

(立入検査)

第14条 市長は、第11条又は第12条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等が散乱している土地に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 重点地区内の公共の場所において、第9条の規定に違反した者

(2) 第12条の規定による命令に違反した者

(平8条例5・平20条例18・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成8年北九州市条例第4号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成8年7月1日)

付 則(平成20年3月25日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第10号で平成21年3月25日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第9条の規定に違反した者に対する勧告については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の条例第11条の規定によりなされた勧告又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる勧告に従うべき旨の命令については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に改正前の条例第12条の規定によりなされた命令又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に従わない場合における公表については、なお従前の例によ

る。

- 5 この条例の施行前にした行為及びこの条例の施行前に改正前の条例第12条の規定によりなされた命令又は付則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。